

第1編 鳥取県耐震改修促進計画策定の背景

第1章 建築物の耐震化の必要性

第1節 地震被害の現状

平成7年度の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人が亡くなりました。このうち地震による直接的な死者数は、5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅の倒壊等によるものでした。

また、それ以外でも、被災した建築物（住宅の除く建築物）の倒壊による道路閉塞が、避難、消火、救急、物資の輸送等の妨げとなりました。

本県においても、平成12年10月に鳥取県西部地震が発生し、多数の建物被害をもたらしたほか、その後も新潟県中越地震（平成16年）、福岡県西方沖地震（平成17年）、そして平成23年3月に発生した東日本大震災では、死者19,335人（平成27年9月9日現在、消防庁）、建物の全壊半壊39万戸以上と未曾有の被害をもたらすなど、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

阪神・淡路大震災の死者数（平成7年度版「警察白書」）

区 分	死 者 数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831（88%）
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550（10%）
その他	121（2%）
合 計	5,502（100%）

※平成7年度版「警察白書」は、（平成17年4月24日現在）警察庁調べ

※平成18年5月19日現在の死者数は6,434名、全壊住家数は約10万5千戸（消防庁）

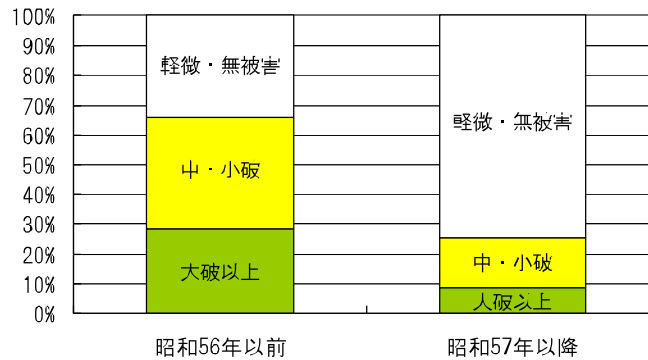
第2節 建築物の耐震化の必要性

建築基準法の耐震基準は、昭和56年6月1日に大きく改正されました。この改正以降に建築された建物を新耐震基準によるもの、それ以前に建築された建物を旧耐震基準によるものと区分しています。

阪神・淡路大震災で倒壊した建築物の多くが、旧耐震基準で建築されたものであったため、耐震性を確保する上で、新耐震基準に適合させることが重要と考えられるようになりました。

阪神・淡路大震災の建物被害（平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書）

建築年別の被害状況（建築物）



また、平成28年に発生した熊本地震では、新耐震基準であっても接合部等の基準が明確化された平成12年6月1日より前に建築された住宅にも比較的多く被害が発生したことから、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造建築物は耐震性が不足している可能性があると考えられます。

第3節 南海トラフ地震防災対策推進基本計画等

阪神・淡路大震災後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など、それまで地震発生が予測されていなかった地域で大地震が頻発していることから、地震がいつどこで発生してもおかしくない状況であり、さらに、南海トラフ地震などの発生の切迫性の高い大規模地震も予測されています。

こうした状況を踏まえ、内閣総理大臣を長とする国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月中央防災会議決定）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割減少させるという目標達成のため、住宅については平成20年時点の耐震化率79%を平成27年までに90%、令和2年までに95%、多数の者が利用する建築物については平成20年の耐震化率80%を平成27年までに90%とする目標を掲げています。

また、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）においては、10年後に死者数及び建築物の全壊棟数を半減させるという目標の達成のため、住宅については令和2年までに95%、多数の者が利用する建築物については令和2年までに95%とする目標を掲げています。